

議第176号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3
号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。